

28 港湾海岸高潮対策事業の促進について

(国土交通省関係)

要望内容

海岸保全施設整備の促進

(要 旨)

本市の臨海部では、人口・産業・資産が集中しているため、高潮に対する安全性の確保が不可欠であることから、広島県により、広島港の高潮対策が進められていました。

こうした中、平成11年9月の台風18号、平成16年8月の台風16号、同年9月の台風18号により、高潮による甚大な被害が生じ、高潮対策が急務となりました。

このため、国におかれても、平成17年度より広島県とともに高潮対策を進めていただいておりますが、特に近年は、気候変動による潮位の上昇や台風の強大化によって、高潮災害のリスクが増大し、防災に対する市民の意識が高まっております。

つきましては、早期に市民等の安全・安心の確保を図る必要があるため、港湾海岸高潮対策事業の一層の促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 事業主体

国（国土交通省）及び広島県

2 事業内容

海岸保全施設の整備

3 整備状況（令和5年度末現在）

整備計画延長 6.9 km （うち広島市域 5.0 km）

整備済延長 2.8 km （うち広島市域 2.2 km）

要整備延長 4.1 km （うち広島市域 2.8 km）

4 位置図

